6　特定道路公社が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権（法第二十八条の三第一項に規定する公社管理道路運営権をいう。）を設定した場合における道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定の適用については、同条中「料金を徴収しない」とあるのは「利用料金（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の三第一項に規定する利用料金をいう。以下この条において同じ。）を徴収しない」と、「料金を徴収する」とあるのは「利用料金を徴収する」とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年八月三日）から施行する。

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

2　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条各号列記以外の部分」を「第六条各号列記以外の部分」に、「第六条」を「第七条」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　太田　昭宏

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十一号

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年八月十日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十二号

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十七号）の施行に伴い、並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第二十六条の二第一項及び第四項、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十四条第一項及び第二項並びに中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正）

第一条　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正）

第二条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とし、第十八条の次に次の二条を加える。

（内閣総理大臣への権限の委任）

第十九条　法第二十六条の二第一項各号に掲げる主務大臣の権限のうち、法第十五条第一項第三号、第四号、第八号、第十号、第十二号及び第十四号に規定する資金の貸付けの業務（同項第八号、第十号、第十二号及び第十四号に規定する資金の貸付けの業務に附帯する業務を含む。）に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、主務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

（財務局長等への権限の委任）

第二十条　法第二十六条の二第三項の規定により金融庁長官に委任された権限は、関東財務局長に委任する。ただし、金融庁長官がその権限を自ら行うことを妨げない。

2　前項の権限で機構の従たる事務所又は法第二十六条第一項に規定する受託者の事務所（以下この項及び次項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、関東財務局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　前項の規定により従たる事務所等に対して立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、機構の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して立入検査の必要を認めたときは、機構の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、立入検査を行うことができる。